その他同意等の見込まれる項目	
1　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債	
2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債	
3　財政再生団体が発行する再生振替特例債	

（備考）
1　一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
2　公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
3　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成29年度地方債計画
（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目	平成29年度計画額(A)	平成28年度計画額(B)	差引(A)−(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一般会計事業				
公営住宅建設事業	158	323	△ 165	△ 51.1
災害復旧事業	18	18	0	0.0
一般単独事業	3	8	△ 5	△ 62.5
公営企業債				
水道事業	0	1	△ 1	△ 100.0
市場事業	1	4	△ 3	△ 75.0
と畜場事業	8	22	△ 14	△ 63.6
下水道事業				
被災施設借換債	0	4	△ 4	△ 100.0

国の予算等貸付金債	（　5）	（　15）	（△　10）	（△　66.7）
総計	（　5） 188	（　15） 380	（△　10） 192	（△　66.7） △　50.5
内訳 普通会計等分	161	331	△　170	△　51.4
公営企業会計分	27	49	△　22	△　44.9
資金区分 公的資金				
財政融資資金	135	259	△　124	△　47.9
地方公共団体金融機構資金	53	121	△　68	△　56.2
（国の予算等貸付金）	（　5）	（　15）	（△　10）	（△　66.7）

その他同意等の見込まれる項目
1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）
国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第五十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
［イ・ロ　略］			
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
山本鉄筋コンクリート工事株式会社	静岡県浜松市中区茄子町四百五十四番地	鉄筋施工	
有限会社高橋工業	愛媛県西条市丹原町池田千二百四十七番地五	機械加工	

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
［イ・ロ　同上］			
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
［項を加える。］			
［項を加える。］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。